

# 中東諸国の法律・司法制度

## —最近の動き—

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

前回までの本稿では、中東諸国の幾つかの国の法律・司法制度を、主として歴史的な視点から国別に説明してきたが、今回からは、中東諸国における憲法・法律・裁判等に関連する最近の動きをトピック的に取り上げて、補足的に考えてみることにしたい。

### 1. トルコの政教分離主義と民主化

トルコについては第1回目の本稿（本誌2012年4/5月号）で、現在のトルコ共和国は、最後のイスラーム帝国であったオスマントルコの末裔であるけれども、スルターン・カリフ制度を捨てるために政教分離を国是として採用し、その結果シャリーアを「法」としては認めておらず、その意味で大多数の中東諸国とは異なる法制度に立脚しているが、エルドアン首相の率いる公正発展党の政権が、その本来の主張であるイスラーム的政策を、どのような形でどの程度まで導入して行くかに隣諸国は注目していると述べた。

ところで、去る5月末以来イスタンブールの中心部にあるタクシム広場で連日続いていた同広場付近の再開発計画への反対・抗議デモは、警察の機動隊の催涙弾と放水銃による突入で解散させられたが、トルコ各地にまで広がった反政府の抗議行動は、終息の方向に向かっていているとは言い難く、現地報道では、一時は、これ以上混乱が続けば政府は軍隊の投入も辞さないとの姿勢を示しているとも伝えられていた。このようなトルコの混乱

状態は、直接的にはエルドアン首相と公正発展党の強権的にも見える政策の進め方に起因するようであるが、その背景には、ここ数十年にわたる（というよりも、トルコ共和国の建国以来の）政教分離をめぐる国内を二分する争いがあるように思われる。そこで以下では、トルコの政教分離主義と民主化の問題を、憲法裁判所の判断等も含めてざっとではあるが整理してみたい。エジプトにおいて「世俗派」と呼ばれている人々のムスリム同胞団とムルシー大統領への反発（不幸にも軍隊の介入によるクーデターの形に至ったが）にも共通する面があるように思われるからである。

#### ① トルコ憲法の定める政教分離の原則

トルコ憲法はその第2条で、トルコ共和国は法の支配に基づく民主的な政教分離国家である旨を宣言し、第4条で、この第2条の定める国の基本的性質は、改正することも改正を提案することもできないと定めている。このように政教分離はトルコの国是なのであるが、そのことは、宗教に関して国は何らの関与もしないことを意味するものではない。

すなわち、すべての人は宗教や宗派等の違いにかかわらず法の下に平等であり（第10条）、宗教上の信念および信仰の自由を有する（第24条第1項）が、同時にトルコ憲法は、宗教や宗派上の秩序を乱す目的で憲法の定める権利や自由を行使してはならず、そのような活動を行ったり、他人に行わ

せたりする者は、法律で処罰されると定めて（第14条）、国にはそのような秩序を維持する責任があるとしているのである。それに加えてトルコ憲法は、宗教および道徳教育が国の後見および監督の下で行われるべきこと、ならびに、宗教文化および道徳の授業は初等および中等教育機関における必須授業として組込まれるべきことを規定し（第24条第4項）、更に、それらの宗教関連の行政事務を行う機関として The Presidency of Religious Affairs という名称の国の機関（日本では一般的に「宗務庁」と訳されている）を設置して、その宗務庁が、政教分離の原則に従って、かつ、如何なる政治的見地や思想に与することなく、国民の連帯と統合を目標として、法律の定める任務を遂行するものと定めている（第136条）。

ちなみに、東京の代々木上原にあるモスク（東京ジャーミイ）はトルコなどイスラーム諸国の援助で2000年に再建されたものであるが、光熱費等はトルコの宗務庁が負担し、イマーム（礼拝を指揮する導師）も同庁から派遣されているとのことである。

政教分離の原則は、ヨーロッパ、特にローマン・カソリックの支配した西ヨーロッパの近代を開いた重要な政治理念の一つであり、その根幹は（国により差異はあるけれども、あえて一言でいえば）国と宗教とを分離し、国と教会とは互いに干渉し合わない、というものである。イスラームの統治原則であるスルターン・カリフ制を捨てた新生トルコ共和国は、これに代わる統治原則の一つとしてこの政教分離の原則を自らの憲法に採り入れたのであるが、イスラームはキリスト教のような「教会」を持たず、また、「自由な市民」としての自我に目覚めた多くの国民を持つ西欧諸国とは異なり、国民の大多数が自らを「敬虔なムスリムである」と考えているトルコにおいては、政教分離の原則も、上記した宗務庁の存在も含めて、欧米諸国の採用している政教分離とは違う形のものとして定められた。そのこと自体はある意味では当然

---

#### 筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

---

で、そこに特に問題があったとは思われない。

問題は、建国の父アタチュルクやその後継者達が、（西欧のそれとは違う形であって何ら差支えない筈の）トルコにおける政教分離原則を西欧のそれと同じものとして捉え、それに反する意見を「近代化を妨げる保守反動論」として抑え込んだことにあったように思われる。この問題は、いわゆるイスラーム系政党が台頭するにつれてクローズアップされてきたが、イスラーム系政党が政権を取るに至った現在でも、未だにトルコの国内政治を大きく揺らす要因の一つであり続けている。

その点を、トルコの憲法裁判所における(イ)スカーフ着用禁止論争と(ロ)政党の解散・活動規制論争に分けて、簡単に整理してみる。

#### ② 政教分離を巡る憲法裁判所における論争

##### (イ) 大学におけるスカーフ着用禁止問題

スカーフ着用の是非の論争は、アタチュルクが（「政教分離」のためというよりもむしろ「近代化」の目的から）「フェズ」と呼ばれるトルコの伝統的な帽子（日本では「トルコ帽」と呼ばれることが多い）等の着用を法律で禁止したことに始まる。女性の場合も伝統的な髪を隠す衣装（スカーフ）を公の場所で着用することは禁じられてきた。しかし1980年代に入るとスカーフをした女性が大学のキャンパスその他の公の場所で見られることが多くなり（スカーフをしたまま議場に現れた女性国会議員も出た）、それを認めるか否かが大きな政治問題となるに至った。

1988年、当時の祖国党政府は高等教育法を改正して、高等教育機関におけるスカーフの着用を解禁した。しかしこの法律改正は憲法に違反すると

の訴えが提起され、憲法裁判所は1989年、違憲の判断をした。この問題はその後にも別の形で憲法裁判所で争われ（例えば、現政権党の公正発展党は2007年の総選挙で勝利した後、憲法の一部に「何人も高等教育の権利を奪われない」という規定を追加し、スカーフ着用禁止の解除を別の形で実現しようとしたが、憲法裁判所で、この改正は憲法の政教分離の原則に違反すると判断された）、また、スカーフを着用した学生の退学処分を巡る行政事件としても裁判所で争われているが、トルコの裁判所は、スカーフの着用は宗教的なベースに基づいた行為であるとの前提に立ち、大学とか官公庁といった公の場所でのスカーフの着用の容認は着用者以外の者に対する着用の圧力になるから、憲法の定める政教分離の原則に反するという立場をとることで一貫しているようである。

#### (ロ) 政党の解散・活動制限問題

政教分離に関しては、政党の解散やその活動の制限を巡っても訴訟で争われた。争いの根拠はトルコ憲法の定める政党の行動規範とそれに違反した場合の解散命令にある。すなわちトルコ憲法は、政党が民主的な政治を営む上での不可欠の要素であることを明文で認めている（第68条第2項）が、それと同時に、政党の党則や綱領とその活動は、人権、平等原則、法の支配といった民主主義の基本原則や「政教分離に基づく共和制の原則」に反してはならないと定め（同条第4項）、政党の党則や綱領が憲法のこの規定に違反しており、その政党の党員がこの規定に違反して活動をしているときで、その政党がそのような活動の中核的存在となっていると憲法裁判所が判断した場合には、その政党を永久に解散させることができると定めている（第69条）。

この規定に基づきトルコでは過去においても多くの政党が解散を命じられたり、党員の政治活動を禁止されたりしてきたが、その中にはいわゆるイスラーム系の政党も含まれており（例えば、1998

年の福祉党、2001年の美德党など）、現政権党の公正発展党も2008年に解散命令を求める訴訟を提起されている。

公正発展党の解散を求めたこの裁判において、原告となった共和国の検事総長が挙げた請求の理由は、公正発展党は前述した2001年に解散命令を受けた美德党の実質的には後継政党であるということや、スカーフ着用を可能にするための上述した憲法改正を行ったことを始めとして、同党および同党の党員の行動には憲法が定めている政教分離の原則に違反するものが多いことなどである。この訴えに対して憲法裁判所は、民主主義において政党が果たす役割の重要性を根拠に、政党の解散が許されるのは極めて限定的な場合に限られるとして、公正発展党の解散は認めず、国から受けた政党助成金の半額を没収するという金銭的制裁のみを加えるという判決を下した。

#### ③ 憲法裁判所の判断の変化とその評価

憲法裁判所は、トルコでは一般的に軍と並んで、いわゆる「世俗主義」護持派の要と見られているようであるが、新聞報道等で伝えられているところに照らすと、その判断には微妙な変化が生じているようにも思われる。

まずスカーフ着用についてみると、前述したように憲法裁判所は、公の場所でのスカーフの着用の容認は政教分離の原則に反するという結論では一貫しているが、大学のような高等教育機関の学生の場合には、それらの者の教育を受ける権利にも配慮が必要であることを認めるようになっている様子もうかがえる。また政党の解散・活動制限問題では、前述した公正発展党事件で見られる通り、憲法裁判所は政党の解散が許される場合を極めて限定的な場合、すなわち、暴力の行使その他の民主主義制度に明白かつ差迫った危険を及ぼす場合に限られるとの立場をとり、スカーフ着用を可能にするために憲法を改正したといった程度では政党を解散させる根拠としては不十分であると

判断したのである。

最初に述べたように、政教分離を巡る政党間の対立は共和国の建国後トルコが複数政党制に移行して以来常にトルコの政治を不安定にしてきたが、それは、立法・行政・司法という国の機関を、バチカンを始めとするキリスト教の教会から独立させるという西欧型の政教分離の理念を、「教会」をもたないトルコで同じように推し進めようとしたことによる結果ではないだろうか。「教会」の存在しないイスラーム社会においては、民意に基づかない権力者であるスルターンと、同様に民意を反映せず専ら伝統と難解さで自らを保持しているイスラーム特有の法学者制度を排除すれば、そしてトルコ共和国は既にアタチュルクの時代にそれを実現したのであるから、政教分離ということにそんなにこだわる必要はないのではないか。要は、夫々の国の実情に即した民主化への道を作ることである。そのことがエジプトをも含めた中東諸国に共通する問題であるように思われる。

## 2. イランの大統領選挙と「穏健保守派」新大統領の選出

去る6月15日にイランの大統領選挙が行われ、一般に「穏健保守派」と呼ばれているハサン・ロウハニが選出された。イランの統治体制は、2013年2/3月号の本稿で述べたように「ヴェラーヤテ・ファギーフ（イスラーム法学者の統治）」と呼ばれている理論に基づく独特の制度であり、大統領選挙にも幾つかの独自の点が認められる。また新大統領は、イランの独自の制度の中の要職の幾つかを長年にわたり務めてきた経歴の持ち主である。それらの点をイラン憲法の規定に照らしながら検証すると共に、新大統領の経歴等を確認して彼を「穏健保守派」と呼ぶことの意味を考えると共に、イランというイスラーム国家における「民主化」への道を簡単にレビューしてみたい。

### ① 憲法の定める統治機構と大統領選挙の仕組み

先ずイラン憲法が定めている統治機構と大統領選挙の仕組みを確認しておこう。統治機構のトップの地位は最高指導者が占めている。最高指導者は「専門家会議」が選出するが、終身制（ただし、専門家会議による解任の可能性はある）の独任機関であり、その権限の幅は極めて広い。大統領に関しては、1期目の選挙の際の候補者の資格審査権を持っており、また選出後も、大統領に憲法違反があったと憲法裁判所が判断したときや、国民議会が不信任を決議したときは、大統領を罷免する権限を持っている。

大統領は国民の直接選挙によって選ばれる。大統領となるためにはイスラーム法学者である必要はないが、イラン国籍を有すること等と並んで「宗教的敬虔さ」の持主であることが求められており、大統領選の候補者となるためには「監督者評議会」による資格審査をパスしなければならないとされている（憲法の規定の文言上は「大統領選挙を監督する権限」のみであるが、その権限には立候補者の資格審査も含まれる、と解釈されるに至っている）。今回の選挙では8名が候補者資格を認められた（その内2名は出馬しなかった）が、立候補の意思を表明しておきながら（恐らくは資格審査をパスしないとの理由で）その後立候補をとり止めた者も多数いたようである。

イランの大統領選挙はイスラーム革命後今回で11回目となるが、これまでに初代のバニーサドル以下7名の大統領が選出されている（その内4名は2期在任した）。過去の選挙は、（候補者の資格審査の点を除けば）概ね「民主的に」行われたと見られているようである。これまでの投票率は51～85%であり、今回の選挙の投票率は72.7%と伝えられているので、平均的ということであろう。大統領となるには投票総数の過半数を獲得しなければならないが、その要件が満足されず、上位2候補の決選投票に持ち込まれたことが1度ある（2005年のアハマディネジャド現大統領の1期目

の選挙)。

今回の選挙では、保守穏健派と言われているロウハニ候補が投票総数の50.7%を獲得して1回目の選挙で選出された。この結果については、一般にはアハマディネジャド現大統領の流れを汲むいわゆる「強硬派」の方が強いと見られていたので、「予想外」とする見方が強いようであるが、次に述べるように新大統領は、突然現れた新顔ではなく、イスラーム革命後のイランにおいて常に政治の中心となる場所にいた人物であるから、予想外とまでいう必要はないのではなかろうか。

## ② 新大統領の経歴等

新しい大統領となったハサン・ロウハニは1948年11月生まれで現在64歳。テヘラン大学を1972年に卒業した法学士であるが、シーア派神学研究の中心地であるコム町で10代からシャリーアを学んだウラマー（イスラーム法学者）でもある。既にパーレビ時代から反皇帝の政治活動に参加していたが、1979年のイスラーム革命後は国民議会議員に選出されたことをきっかけにイランの政治の表舞台で活躍することになり、国民議会議員の他、国家安全保障最高評議会書記、専門家会議議員、公益判別会議議員など、イスラーム革命後生まれたイランの重要な国家機関の要職を歴任してきている。また彼は、イランの核開発の問題でイラン側の対外交渉の責任者を務めたことでも有名であるが、このような忙しい政務の合間に、スコットランドのGlasgow Caledonian大学で法律学の修士号を1995年に、同じく博士号を1998年に、それぞれ取得している。

このような人物を、予想に反して大統領になった穏健な保守派として片付けてしまう訳にはいかないように思うが、ここでは、国家安全保障最高評議会の書記を長年（1989～2007年）続けたことと、イギリスの大学で法律の修士号と博士号を取ったことに注目して、若干考えてみたい。

## (1) 国家安全保障最高評議会について

先ず国家安全保障最高評議会についてであるが、2013年2/3月号の本稿でイランについて述べた際にはこの機関の説明をしなかったのが、補足のためにここで簡単に説明しておく。この評議会は、イランの国防や治安に関する政策を、最高指導者が定めた全体方針の枠内で策定・調整したり、国内や国外からの脅威に対処するための物的・人的資源を動員することを決定したりする機関で、1989年の憲法改正に基づき設置された憲法上の機関である。そのメンバーは、立法、行政、司法各機関の長（国民議会議長、大統領、最高裁判所長官）や外務、内務、情報の各大臣に加えて、軍の最高幹部（統合参謀本部議長、革命防衛隊の長等）と最高指導者が指名する2名の者とされている。評議会の議長は大統領であるメンバーが務めるが、実務上は最高指導者の指名したメンバーの一人が「書記」の地位について統括することになる。

上記の通りこの機関は、核開発を含むイランの国内・国外の安全保障問題を決定する大変重要な機関であるが、新大統領は、最高指導者たるホメイニ（その死後は第2代のハメネイ）の指名でこの評議会の書記の地位につき、それもあって核開発問題に関するイラン側の交渉責任者を務めたのである。このように初代および2代目の最高指導者からの信頼を保持してきた政治家を、予想に反して大統領になった穏健な人物と単純化して呼ぶのは正確を欠くのではないだろうか。

ついでになるが、現地では、ロウハニ新大統領はイランの核開発問題を国家安全保障最高評議会の管轄から外し、自らこれを処理する（または自分が信頼する外務大臣に処理させる）のではないかととの観測も出ているとのことである。

## (2) 学位論文について

次にイギリスの大学で法律の修士号と博士号を取ったことについてであるが、ここで指摘したい

のは、忙しい公務の間に学位を取ったとか、わざわざイギリスの大学で学位を取ったとかということではなく、学位論文のテーマが、イスラームでは権力の集中を非とし分散を是としているとか、イスラーム法（シャリーア）は西欧の法律に十分対応するだけの柔軟性を持つ法体系であるということであり、しかもそのことを、イランのウラマーであり、かつ、現役の有力な政治家である人物が、イギリスの大学で真正面から論述した（と思われる）点である。

上記で「と思われる」と中途半端な言い方をしたのは、インターネットで検索した時点では、彼の学位論文については極めて簡単な“Abstract”しか見つけることができなかったからである。なお、一部の新聞報道では、彼の博士論文の一部が同じテーマを扱った別の研究者の論文と似ているとの指摘がなされているようであるが、大学当局によると、ロウハニ論文ではその「別の研究者の論文」がreferされているとのことであるし、そもそもここでは、研究者としてのロウハニではなく政治家としてのロウハニを考えるために、どんな内容のテーマについて述べたのかを確認しようとしているのであるから、この新聞報道については別段気にしないことにする。

Abstractからだけの紹介で申しないが、論文のタイトルとその概要を下記してみる。

(i) 修士論文（1995年）：

The Islamic Legislative Power with reference to the Iranian experience :

この論文は、先ずシャリーアの法源（コーラン、スンナ、イジュマア、キヤース）とイジュティハード（法規範を導き出すための努力）についての説明をした後に、シャリーアに明確な規定がないときは立法（legislation）することが必要になるが、それをイスラームは認めている、と述べた上で、その立法の任に当たるのはイスラーム法学者（foqha）と議会（Majlis-al-Shura）であり、前者はシ

ャリーアの規範を明らかにし、後者はそれに基づきその規範を成文化すると、各自の機能を説明している（ようである）。

続いてこの論文は、イスラームにおいては権力の集中は専制政治に繋がるが故に排斥され、権力の分離の方が（民主主義に繋がるものとして）良いとされると述べた上で、イラン・イスラーム共和国の最高法規は憲法とシャリーアであり、立法権限は国民議会が行使するが、監督者評議会と公益判別会議とがそれを補佐する、というのがイランの立法の仕組みであると論述している（ように思われる）。

(ii) 博士論文（1998年）：

The Flexibility of Shariah (Islamic Law) with reference to the Iranian experience :

この論文のメインテーマは、題名が示す通り、シャリーアの柔軟性（flexibility）であるので、修士論文では脇役であったイジュティハードや公共の利益（マスラハ）についての記述が多くなっている（ようである）。ついでに言うと、修士論文ではイジュティハードを、またこの論文ではイジュティハードとマスラハに加えてアクル（理知）やウルフ（慣習）までも、シャリーアの2次の法源に含めている（ようである）が、それは（スンニー派の法学理論ではないので）恐らくシーア派の解釈によったものであろう。

この博士論文の論述の流れは、イスラームにおいては、信仰と価値（value）とシャリーアの最終的目標は変更不能（immutable）であるが、その法（規範）は、その時と場所の状態と必要に応じて産み出されたものであるから、変更不能ではなく柔軟性を持っているのであり、その柔軟性を担保する最も大事な支柱がイジュティハードであり、それを補完しているのがマスラハを始めとする二次的規則（secondary rules）である、ということのようである（と思われる）。

新大統領が穏健な人物であるというのは、核開発問題に関するイラン側の交渉責任者であった時の彼の言動を、例えばアハマディネジャド現大統領の言動と対比すれば明らかであろうが、穏健は必ずしも脆弱と同義ではないであろう。また穏健が改革や変化（あるいは進歩）を意味するとも思えない。新大統領は次期政権が政党の枠組みを超えた、特定の政党に限られないものになると述べているので、先ずはその組閣に注目したいが、政権運営に当たっては、ご本人が上記の博士論文で指摘しているイジュティハードを駆使した柔軟な対応ぶりを示すことを期待したい。それがイラン式のイスラーム国家における「民主化」への道を阻んでいる原因を取除くことに繋がると思われるからである。ただし核開発問題に関しては柔軟性にも限度があり、アメリカやEUがイランに対する態度を変えない限り、残念ながらイランの態度が変わるとは考え難い。

### 3. 「民主化」への道

#### —トルコとイランとエジプトと—

ここまで述べてくると、どうしても、トルコとイランを（現在混乱の最中にある）エジプトと対比してみたくなる。これら3国は歴史も文化も言語も異なるけれども、何れも中東の大国であり、いわゆる民主化への道を苦しみながら夫々に歩んでいるように思われるからである。また、もしこれらの中のどれか1国でもが無事に民主化のゴールに到達できれば、その他の中東の国に極めて有力な指針を間違いなく与えることになると思われるからである。「法律事情」からは離れるが、少しでもコメントさせていただきたい。

これらの3国が模索している「民主主義」のモデルは、トルコ（と恐らくはエジプト）は、西欧型の世俗国家のそれであり、イランの場合も（今回の大統領選挙が「民主的に」行われたとイラン政府が誇らしげに述べているところからみると）恐らくは西欧型の議会制民主主義（のイラン版）

であろうと思われる。しかし、西欧諸国とは宗教も歴史も言語も異なる（広く見れば同根と言える点があるかもしれないが）これらの国が、「西欧型」の政治モデルを目指しても成功する可能性は少ないような気がする。むしろ自分達の独自のモデルを追及すべきではないか、というのが以下の勝手なコメントの出発点である。

#### (1) トルコ

先ずトルコから見てみよう。トルコは建国の父アタチュルクの家父長的指導の下に政教分離を旗印にして西欧型の民主主義を追及してきたが、国民の土壌であるイスラームを「分離」し得ないままでおり、その結果、選挙をする度にいわゆるイスラーム政党が多数を占めるという、いわばジレンマないしはデッドロックに陥っている。

しかしトルコが追及すべき政教分離は、オスマントルコのスルターンのような、宗教的権威を背景とした伝統的権力による政治上の権力の独占を排除することであって、共和国成立以来そろそろ1世紀を経て今やEUに参加しようというトルコでは、この意味の政教分離は既に達成されており、女子学生が大学のキャンパスでスカーフをかぶることにまで目くじらを立てる必要はないし、いわゆるイスラーム政党が議会で多数を取っても、それが国民の多数の意思に沿っているならそれを認めれば良い（沿っていないのなら次の選挙で追い落とせばよい）と考えても構わないのではないだろうか。そのように考え方を転換すれば、本来的にイスラームの国であるトルコに則した独自の議会制民主主義の実現は、もう目の前まで来ているように思われるが、どうだろうか。

#### (2) イラン

次にイランは、パーレビ王朝時代にもある程度の民主化を試みたが、王制の持つ必然的腐敗の根源を断つことができず、その後イスラーム革命から30年を経たが、超大国アメリカの「ならず者国

家論」に基づく締め付けに苦しみ、本来実現できる筈であったイスラーム的「民主主義」を追求しきれないという中途半端な状態に追い込まれている。

それは何故なのか。その原因の一つは、シーア派による革命の輸出という（実体のない）恐怖心を近隣のスンニー派諸国に与えたことや、国王の擁護に動いたアメリカに殊更に反発してその面子を潰したといった対外政策の失敗の結果、不必要な警戒心を諸外国に与えたことにあるだろう。しかし、イスラームの統治理論は、上記のロウハニ論文が指摘しているとおおり、権力集中の排除や法適用の柔軟性という、諸外国と友好・強調できる特質を持っているのである。30年を超えたイラン・イスラーム共和国の対外政策で最も問題なのは、折角のイスラーム革命であるにもかかわらずイスラームの政治や統治の上でのこの利点を生かさず、逆に、第三者には中世的ともとられかねない難解な宗教論理を持出して、世界の孤児への道を辿ったことにある。ロウハニ新大統領が、自分の論文で指摘しているイスラームの統治原則を十分に駆使すれば、アメリカの理解と協力が不可欠ではあるが、イランにおいても独自のイスラーム的民主主義を実現することができるのではなかろうか。

### (3) エジプト

最後にエジプトであるが、王制打倒後のエジプトはイスラームを国家建設の土台とすることを避け、アラブ民族主義や非西欧・非同盟主義を旗印に自らの道を模索したが、結果的には60年以上に及ぶ軍事独裁政権の桎梏にもがき続けるという不幸な結果に終わってしまい、ムバーラク政権打倒後の民主的（と報道された）選挙で選ばれたムス

リム同胞団系のムルシー政権が選挙に依らずに倒されるという有様で、未だに混迷の中にいる。

この国では、軍が一つの巨大な政治的・経済的既得権益集団を作ってしまった点でトルコやイランよりも厄介であるが、トルコの政教分離だとか、イランのホメイニ革命だとかいった余計なイデオロギーは今のエジプト軍にはないと思われるので、軍が自ら政治権力を行使することがないようにさえすれば、民主化の達成が現実化するのではなかろうか。そうであるとする問題は、軍を抑えるだけの力量のある政治家（ヤグループ）が果たして現れるか、現れたとしてその政治家（ヤグループ）がある程度の成果を上げるまで、エジプトの民衆がその統治を我慢できるかにあることになる。第1次大戦後のサアド・ザグルールのようなリーダーがエジプトに再び現れてムスリム同胞団をも含めた形の挙国一致内閣が生まれれば、そのためにはここでもアメリカの理解と協力が不可欠であろうが、エジプト独自の民主化への道が開けるのではなかろうか。今の不幸な状態を、明るい未来へ至る道程の中で不可避的な通過儀礼と看做して、暫く耐え忍ぶ根気をエジプトの人々に期待したい。そうすればムルシー政権の崩壊という不幸な出来事が、エジプトの民主化への再度の（そしてもしかすると最後の）チャンスに変わるかもしれない。

以上要するに、これら諸国が求めるべきは、西欧型の世俗国家や議会制民主主義ではなく、自らの歴史と伝統に根付いた（ということは、イスラームを土台とした）新たな民主主義であろう。それはイスラームの理念の中には存在するが、現実の世界にはまだ何処にもないのだから、自ら作り出すしか仕方がないものなのである。